

平成30年9月11日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時0分 開議)

(出席議員 16名)

| | |
|-----|---------|
| 1番 | 中 谷 松 助 |
| 2番 | 福 田 晃 悦 |
| 3番 | 稲 岡 健太郎 |
| 4番 | 南 正 紀 |
| 5番 | 寺 井 強 |
| 6番 | 堂 下 健 一 |
| 7番 | 南 政 夫 |
| 8番 | 下 池 外巳造 |
| 9番 | 須 磨 隆 正 |
| 10番 | 越 後 敏 明 |
| 11番 | 田 中 正 文 |
| 12番 | 富 澤 軒 康 |
| 13番 | 櫻 井 俊 一 |
| 14番 | 林 一 夫 |
| 15番 | 戸 坂 忠寸計 |
| 16番 | 久 木 拓 栄 |

(議案説明のため出席した者の職氏名)

| | |
|-----------|---------|
| 町 長 | 小 泉 勝 |
| 副 町 長 | 庄 田 義 則 |
| 教 育 長 | 守 田 廣 三 |
| 総 務 課 長 | 新 田 辰 巳 |
| 富 来 支 所 長 | 本 吉 茂 樹 |
| 企画財政課長 | 山 下 光 雄 |
| 情報推進課参事 | 今 村 浩 一 |
| 税 務 課 長 | 岡 部 亮 |
| 住 民 課 長 | 西 清 孝 |
| 健康福祉課長 | 山 口 勝 好 |

| | |
|---------------|-------|
| 環境安全課長 | 荒川 仁 |
| 商工観光課長 | 浜村 大 |
| 農林水産課長 | 北 富美夫 |
| まち整備課長兼上下水道室長 | 関田 勝行 |
| 富来病院事務長 | 川畑 智 |
| 会計管理者(会計課長) | 高野 正 |
| 学校教育課長 | 山本 政人 |
| 生涯学習課長 | 平井 清 |

(職務のために出席した者の職氏名)

| | |
|---------|-------|
| 議会事務局長 | 出崎 茂男 |
| 議会事務局参事 | 前田 稔 |
| 議会事務局主幹 | 宮川 信顕 |

(議事日程)

- 日程第1 町長提出 報告第24号、議案第69号ないし第79号及び認定第1号ないし第11号並びに町政一般(質疑、質問)
- 日程第2 町長提出 議案第69号ないし第79号及び認定第1号ないし第11号並びに請願第5号及び第6号(委員会付託)

(開 議)

南政夫議長 ただ今の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 町長提出 報告第24号、議案第69号ないし第79号及び認定第1号ないし第11号並びに町政一般(質疑、質問)

南政夫議長 次に、町長から提出のありました報告第24号 議案第69号ないし第79号及び認定第1号ないし第11号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。会議規則第56条第1項及び志賀

町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第9条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁を含め概ね30分以内とします。

それでは、発言を許します。

2番 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい、議長。

おはようございます。2番、福田晃悦です。始めに、北海道胆振東部地震でお亡くなりになられた方の御冥福を心よりお祈り申し上げるとともに、被災したすべての皆様にお見舞いを申し上げます。今日で地震発生から5日目。今もなお被災所で生活する方々や災害復旧の見通しも困難な方々がたくさんおられます。まずは、被災者の方々のお体の安全と一日も早いライフライン等の復旧を切に願うところであります。

今日は、本町の災害対策に関する質問を含めまして、2点質問させていただきます。よろしく願いいたします。

最初の質問です。本町の豪雨災害対策と土砂災害対策についてです。

今年8月31日、記録的な大雨が集中的に降り続けました。本町や七尾市では、観測史上最大の雨量で河川が氾濫し、2万人を超える住民に避難指示が出されました。そして、追い打ちをかけるように9月4日、非常に強い台風21号が来襲し、県内10市町で約63万人に避難勧告が出て14,480戸が停電しました。

これらの災害が大きな爪痕を残したことから、住民の命と財産を守るために石川県が発表した9月補正予算案では、災害対策費として56億円もの補正予算が計上されました。どの事業も必要性は高いのですが、急を要する点では、この豪雨の対策を一番に挙げなければなりません。

本町でも、自宅に住めなくなった住民が避難所や親戚宅に身を寄せ、刈り取り直前の稲が水没し、家財道具が処分される様子は見るに忍びない光景でした。豪雨の頻発を考えると、河川の改修が進んでいれば被害を防ぐことができたのではないかと悔やまれます。

谷本知事が予算発表で治水対策の強化を最初に取り上げましたが、県が管理する河川で拡幅や堤防の強化が必要とされながら工事が終わっていない区間は、2017年度末時点で5割に及び、市町が住民避難用に示すハザードマップの基となる洪水浸水想定区域の見直しも途中であり、いずれも補正予算で進行を早めると

のことです。

河道の掘削も有効性が高く、河川に土砂が溜まり、草木が茂る状態では流れを妨げる恐れがあり、国の補助がなくても県が単独で取り組むのは納得でき、人手不足の深刻なときではありますが、昨今においては、豪雨はいつ降ってもおかしくなく、施工完了は待ったなしの状態であります。

また、安倍首相も9月3日の政府与党連絡会議で台風襲来や局地的な豪雨が相次いでいる。災害対策に万全を期すと述べました。万全を期するためには十分な財源が必要であります。災害に強く安全な地域をつくる事業を抑え込んでいると将来の世代に負担を残すこととなります。

政府は直轄の災害対策に力を入れるのはもちろん、自治体自体も防災事業が遅れることのないように必要な予算の確保は今後必須であります。自分たちの災害対策は十分だったのか、県内外の事例を分析し、教訓として役立てていく必要があると考えます。

私自身も今回の災害を振り返り、もしもの時の心構えや日ごろの備えの不十分さを痛感しました。集中豪雨のあった8月31日午前11時過ぎ、区長から在所が大変なことになると早く来てくれと電話を受け、慌てて地元へ駆け付けると山からの水が押し寄せ田んぼや道に溢れかえっておりました。

とにかく、まだ家に残っているお年寄りや子供さん達を近隣の避難施設まで送りましたが、その施設の駐車場にも水があふれ始め避難している方からもし、一階に水が入ってきたらどうすればいいかと問われ、私は、近くの小学校体育館はありますが冷房施設がないため、その時はこの施設の2階に上がってくださいと伝えた記憶があります。

今後、地球温暖化による海水温の上昇が予想され、その副産物の一つであるゲリラ豪雨は年々増加するといわれております。今年7月、九州・中国・四国地方と広い範囲で起こった西日本豪雨では、降った雨の合計は約824億トン。気象庁のデータがある37年間で最大であり、琵琶湖の貯水量3杯分にのぼるそうです。

災害対策は多岐にわたりますが、まず今回の豪雨経験を分析し、より高いレベルでの水害対策を構築すべきと考えます。避難所の状況一つとっても、避難所に指定されている各地区の小学校体育館では冷暖房に対する備えはなく、今回の台風のように停電といった状況になれば、非常用発電機や大型照明も備えとして必

要であります。

自由民主党の二階幹事長も、今年7月安倍首相に避難所の暑さ対策等の支援も求めています。確かに、体育館のような広い空間にエアコンなどを常備するのは現実的ではないにしても、可動式の業務用スポットクーラーや扇風機、ストーブ、照明、非常用発電機を、常時は町で所有・管理し、非常時は必要に応じ貸し出す、又は設置するといった方法もあります。実際、先週の北海道の地震で小学校に避難しましたが、停電のため避難所となっている意味が分からない。なぜ非常用発電機を備えていなかったかと訴える方もいたそうです。

豪雨対策の例としては、浸水の可能性がある地区への土嚢ステーションの設置や、法人、個人への止水設備導入の補助事業など全国でもさまざまな豪雨対策がとられております。これらの自治体の例なども参考にし、本町においても一日も早い更なる災害対策に乗り出すべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

次の質問です。生活困窮世帯の就学支援についてです。

今月から2学期が始まりました。新1年生も入学から半年が経ち、新しい学校生活にも随分慣れたでしょうか。胸を弾ませて新生活を送れるようにするのは、大人社会の責務であります。そのための一助となる生活就学支援制度は、公立小中学校に就学する児童生徒が誰もが楽しく勉強ができるよう学用品、修学旅行、給食費等の費用の支払いに困っている保護者に対して、その費用の一部を援助する国の制度であり、全国の公立小中学校で実施しているものであります。

就学支援の対象となる生活保護世帯とそれに準ずる世帯の小中学生は、全国で約150万人、東北には8万人以上いると言われ、東日本大震災で被災し、援助を必要とする2万人超がこれに加わったとのこと。

本制度の中の一つである入学準備金は、経済的理由で就学が困難な公立小中学校の新入生を対象に、ランドセルや制服などの購入費として支給されるものです。しかし、これまでは、新年度になって申請・所得審査を行うために、支給時期が自治体によっては6月や7月に支給になっており、これでは入学のための学用品の準備、制服の支払いができないと全国で不満の声が上がっており、これによってさまざまな団体が入学準備金を入学前に前倒し支給するように要望したのは、その一例であります。

前倒しは年度をまたがる予算措置となるだけに、支給する自治体は手続きの煩雑さもあり、そもそも予算を差配する文部科学省が、これまで4月以前の支給を認めていませんでしたが、これらの経緯から、昨年から前倒し支給を可能としました。また、他の生活就学支援金の額も増額し、就学支援を必要とする世帯にとっては、新しい学校生活に希望が見える喜ばしい制度拡充となりました。また、本制度は、国の三位一体改革により財源が地方交付税化され、支援額や支給時期についても各自治体の裁量に任されております。

本町においても、前年所得が確定する6月に決定し、支給者に支給しておりますが、支給時期の前倒しを進めるべきと考えます。また、新入学生以外についても、学用品費、通学用品費、校外活動費など、国の援助費と本町の援助費で金額の差があることから、金額面も含め就学支援を必要とする子ども本位で、制度全体の設計・改善を求めますが、町長のお考えをお聞かせください。

以上で、私の質問を終わります。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

福田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、本町の豪雨災害対策と土砂災害対策についてであります。

8月31日の豪雨災害、そして、9月4日の台風21号により被害に遭われた町民の皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げます。町としては、被災された皆様が一日も早く元の生活に戻ることができるよう被災者の立場に立った支援を行うとともに、被災した道路や農業施設などの復旧に全力を挙げて取り組んでいきます。

さて、8月31日の豪雨では、未明から能登半島付近に停滞する秋雨前線に湿った空気が断続的に入り込んだ影響で、本町を含めた中能登地域を中心に集中豪雨が長時間続き、河川の氾濫や土砂崩れ等が発生し、町内で約300棟の住宅、納屋等への浸水、道路や農地の冠水など、甚大な被害が発生いたしました。今回の豪雨災害の教訓として、ハード面では、早期の河川改修の必要性を再認識し、ソフト面では、住民避難等の災害対応について検証していく必要があると考えております。

議員ご質問の避難所の暑さ・寒さ対策につきましては、災害時の避難所の指定にあたっては、自家発電や冷暖房設備の整った施設を優先することにしていきます。

が、大規模災害時等においてこうした施設等のない避難所を開設する事態となった場合には、町と災害時応援協定を締結している関係機関や県が協定を締結している団体から、業務用の空調設備や状況によっては発電機等をリースするなどし、対応することにしております。

また、地区への土嚢ステーションの設置につきましては、現在、土嚢袋を水防倉庫に保管し、災害の発生やその恐れがある場合、消防団員や町職員等が砂を詰め危険箇所へ運び出し対応しているところであります。

議員ご指摘のように、浸水が想定される地区に土嚢袋を保管したステーションを設置している自治体も多くあり、町としても災害時に迅速に対応するためには、有効な手段であると考えております。本町では、この度の災害を教訓として、各消防団の詰所に土嚢袋を備蓄し、詰所又は旧小学校等のグラウンドに砂をストックするなどの方法を検討したいと考えております。

また、止水設備導入への補助事業につきましては、浸水被害対策として家の玄関先などに止水板を設置する費用にかかる補助制度を設けている自治体もありますが、都市部とは違い、本町の住宅の状況や敷地面積の広さなどを考慮すると、止水板による効果は低いものと思われまので、現在のところ導入は考えておりません。

近年の気候変動により、記録的な猛暑や集中豪雨、相次ぐ台風の襲来など、これまでに経験したことのない規模の自然災害が全国各地で発生をしております。また、ご承知のとおり今月6日未明には、北海道胆振東部地方を震源とする最大震度7の地震が発生をし、北海道各地に甚大な被害をもたらしました。ここに、犠牲となられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。併せて、被災地の皆様、復旧作業に従事されている皆様のご健康と一日も早い復興を心よりお祈りを申し上げます。

今後も自然災害が頻発するものと想定される中、災害対策に万全ということは決してありませんので、議員ご指摘のとおり今後も他自治体の先進事例を参考にしながら、できる限り有効な対策を講じていきたいと考えております。

次に、生活困窮世帯の就学支援についてであります。

まず、学用品や通学用品、校外活動や修学旅行などにかかる費用に対する町の援助額については、議員ご指摘のとおり国よりも若干低く差がありますので、平

成31年度から国の基準額と同額を支給していきます。また、生活困窮家庭に対する新入学時の学用品費、いわゆる入学準備金については、本町では、国の制度に準じ、準要保護児童生徒の就学援助費として、町単独で国と同額を助成しておりますが、準要保護世帯の判定は前年所得の確定により決定されることから、支給時期は入学後の7月としています。

現在のところ、入学準備金の支給時期を早めてほしいといった保護者からの申し出はありませんが、国では、要保護児童生徒就学援助費のうち入学準備金について昨年度から入学前の支給を可能としたところです。このことを踏まえ、本町においても、国の方針に合わせて準要保護世帯に対する入学準備金については、平成31年度の新入学 児童・生徒から、町独自で入学前に支給したいと考えております。

以上 福田議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 4番 南正紀君。

南正紀議員 はい、議長。

おはようございます。4番 南正紀です。冒頭、先の8月31日の豪雨、並びに台風21号により被災されました住民の皆様にご心からお見舞いを申し上げます。今回はその災害時の対応についてを含め、3点の質問をいたします。

最初に、災害発生時における避難勧告、避難指示のあり方、並びに住民の避難行動に対する啓発についてお聞きいたします。

今も記憶に新しい西日本豪雨発生時における各自治体の避難勧告、避難指示の出し方に問題があるとの議論が起こっております。住宅への浸水被害が相次いだ岐阜県関市では、上之保地区への避難指示について、川が氾濫した20分以上後に出され、住民から疑問や避難の声が挙がっているようであります。

同市では、7月8日午前2時10分ごろ、現場の情報から上之保地区を流れる津保川の複数箇所での氾濫を確認しております。それを受け、同2時37分、地区の住民約650世帯約1,600人に避難指示を発令したというものであります。上之保地区に設置されている水位計には避難誘導の基準が設定されていなかったため、基準設定のある下之保地区の水位ばかりを注視し、上之保地区の水位は随時確認していなかったと市長は説明し、もっと早く垂直避難を呼び掛けるべきだったと述べ、判断が適切でなかったと認めています。

岡山県倉敷市真備地区においても、市内を流れる小田川の堤防が一部決壊し、40人以上が死亡する痛ましい被害が発生しましたが、市が真備地区に避難指示を出したのは、堤防が決壊するわずか数分前でした。倉敷市は水位上昇の速さが想定外だったとしていますが、異常気象、大規模災害が頻発する近年においては、想定外を想定することが不可欠であると考えます。災害発生時の情報伝達については、今後ますますの検証が必要となります。

また、避難指示が発令されても、自身に対する危機意識が低く早期に避難しないケースも目立ちました。自分だけは大丈夫、これまでも大丈夫だったから今回も大丈夫といった思い込みによるものであります。加えて、自治体は、必死に避難を呼びかけるために危険の捕捉率を高め、早い段階で情報を発信するように努めていますが、捕捉率を高めれば高めるほど外れる確率が高くなり、情報そのものの信頼度が低下するといったジレンマもあります。自治体からの的確な情報発信、住民の危機意識の醸成と素早い避難行動といった連携が真に求められています。

これらを踏まえ、政府は避難勧告、避難指示に対するガイドラインを見直すことを決めています。現行のガイドラインでは、各市町村に災害時の避難指示・勧告を行う際の判断基準などを示し、各市町村に発令基準を策定するよう求めています。避難指示や勧告をいつ出すかは、市町村長の判断に委ねられているのです。

新たに設置する検討会では、本格的な災害が起きる前段階で自治体が避難指示や勧告を発令し、住民の避難を徹底するよう対応策を協議することとしております。政府内では、市町村長だけではなく都道府県知事も発令できるようにする案も浮上しているそうであります。また、気象庁の警報などの気象情報提供のあり方も検証し、気象庁と自治体との連携を強化するとともに、住民にこうした情報が直接届く仕組みづくりも検討するそうであります。

さて、今般の豪雨並びに台風の際の避難に対する情報伝達について、町当局としては、どのように評価をしているのでしょうか。加えて、今後の課題についても町長の考えをお聞かせください。また、災害状況把握のために各地区をまわってみました。その際、住民の方から、大丈夫だろうと考え避難しなかったとの話も数多く聞きました。今後の避難行動についての啓発活動についてもお考えをお聞かせください。

さらには、今回猛威を振るった米町川の河川改修については、町執行部、米町川河川改修期成同盟会などの積極的な活動により順調に進捗しているものの、梨谷小山地区を含む上流部の早期改修の重要性を再認識させられました。県に対する今後ますますの要望を求めるものであり、町長のお考えをお示してください。

続いて、ランドセルの負荷が子どもに与える影響についてお聞きをいたします。

児童が登下校時に携行するランドセルや手提げ袋等が重すぎ、悪影響を与えていると問題になっています。ある大学教授が小学1年生から3年生までを対象に調査した結果によると、ランドセルの重さの平均は7.7キロだったそうであります。最も軽くても5.7キロ、最高で9.7キロと驚愕の重さであります。このほかに、手提げ袋や裁縫セット、絵の具セットなどを携行している児童もおり、その負担は大き過ぎるといわざるを得ません。

ランドセルの中身の重さが増した理由の一つとして、2011年度から実施された文部科学省の学習指導要領改訂、いわゆるゆとり教育の見直し後に教科書のページ数が増え、一部は大型化したことが考えられます。教科書会社で作る教科書協会によると、国語、社会、算数、理科の平均ページ数は、ゆとり教育時の02年度と、脱ゆとり後の15年度を比較すると約35パーセントも増えたそうであります。また、写真も多く使うようになるなど、ビジュアル化が進んだことで紙質も向上して重量も増えたとされています。

通常、体重の20から30パーセントの荷物を長時間持ち続けると健康に悪影響を及ぼすとされており、アメリカにおける調査においても、子ども達のバックパック等が体重の10パーセント以上になると健康被害が発生するということでもあります。平均体重21キロの小学1年生が9キロを超すランドセルを背負っていたとなれば、実に体重の50パーセントに迫る重さを背負っていることとなります。

こうした実態を受け、文部科学省は、全国の教育委員会などに従来の学校の対応を見直すよう近く通知する方針であります。具体的には、家庭学習で使用しない教科書やリコーダーや書道の道具などについては、施錠ができる教室の机やロッカーに置いて帰ることを認めるよう求めるそうであります。また、学校で栽培した朝顔などを持ち帰らせる場合は、保護者が学校に取りに来ることを認めるとしています。文部科学省においては、子ども達の発達の状況や通学の負担などを考慮し、それぞれの学校でアイデアを出し合って対応してほしいとしています。

私は、現役の子育て家庭ではありますが、小学生の息子の携行品や中学生の娘の通学時の荷物の重さは尋常ではありません。これらが、成長期の児童、生徒に与える悪影響は早急に解消する必要があります。当町における本件に対する考え方を教育長にお尋ねをいたします。

最後に、教育長の任期中における所感をお聞きいたします。

守田教育長におかれましては、10月21日に任期満了をお迎えすることとなります。先にも述べましたが、私自身、小学生、中学生を持つ親として、その手腕を拝見して参りましたが、実直な姿勢やきめ細かい配慮など実に頭が下がる思いであります。

就任以来、志賀小学校のスムーズな開校やいじめ問題に対する真摯な取り組み等、数々の実績を積み上げてこられたその功績は高く評価されると考えます。守田教育長ご自身として自身の任期を振り返り、その所感についてお聞かせをください。

以上で、私の質問を終わります。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

南正紀議員のご質問にお答えをいたします。

まず、災害発生時における避難勧告、避難指示のあり方、並びに住民の避難行動に対する啓発についてであります。

8月31日の集中豪雨では、未明から断続的に強い雨が降り続き、大雨・洪水警報に加え、土砂災害警戒情報が発令されたため、午前8時47分に、地域交流センターと富来活性化センターに自主避難所を設け、土砂災害や河川の増水など、危険性の高い地域の住民に対し、自主的な避難を防災行政無線等で周知したところであります。

その後も豪雨が続き、本町では、これまでに経験したことの無い記録的な雨量が観測され、短時間で急激に河川の水位が上昇し、多発的な浸水や土砂災害、河川の氾濫等の危険性が更に高まってきたことから、午後3時30分に、町内全域に避難勧告を、米町川流域の堀松地区の7集落に避難指示を発令いたしました。避難勧告や避難指示により、指定避難所とした町内18か所の公民館等に約100人の町民の方が避難されました。

なお、災害時の避難のあり方については、町が指定した避難所への避難を原則としておりますが、必ずしも避難所へ行かなくてはならないということではありません。避難することで、かえって命の危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、少しでも命が助かる可能性の高い行動として、近隣の安全な場所や自宅のより安全な部屋等へ移動するなど、屋内での安全確保を行うことも促しているところでもあります。

今回の豪雨における情報伝達については、テレビ各局でも放送されておりましたが、町でも、防災行政無線や緊急速報メールのほか、ケーブルテレビでも逐次発信したところでもあります。しかしながら、豪雨による雨音や放送時の気象条件により音声がかき消されるなど、聞き取りにくく、十分に伝わらないこともあったのではないかと考えており、今後、対応を検討していきたいと考えております。

なお、このような災害時においては、町民の皆様にも、積極的に情報を取得する意識を高めていただくことも重要でありますので、今後もあらゆる機会を通じて、防災意識の高揚に努めていきたいと考えております。

今回、人的被害はありませんでしたが、避難の呼びかけを拒否する方もおられたなどの課題があったことから、今後は、防災訓練や各区での防災講座等を通じ、避難に対する啓発に取り組んでいきたいと考えております。また、米町川の河川改修につきましては、私や石田県議とともに、米町川河川改修期成同盟会が、毎年、県に対して要望活動を行っており、現在、2期区間 2,500メートルの整備が進められているところでもあります。

米町川については、近年、工事の進捗による効果を実感しておりましたが、今回、大きな被害があったことを重く受け止め、2期区間の早期完成はもとより、梨谷小山地内における早期着工を含め、更に上流側の改修を進めていただくよう、引き続き関係各位のご協力をいただき、県に強く要望していきたいと考えております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。なお、その他のご質問については教育長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

南政夫議長 守田教育長。

守田廣三教育長：議長。

南正紀議員のランドセルの負荷が子どもに与える影響についてのご質問にお答えいたします。

児童の学用品等の持ち帰りについて、町内の小学校では学年によって若干対応は異なりますが、従来から家庭での予習復習等で使わない教科書や副教材、学用品は学校に置いてあります。これは中学校も同様です。また、一部報道にありました朝顔の鉢物も、小学校では保護者が持ち運ぶなど、学用品等の持ち帰りについて、各学校では柔軟な対応を取っており、更には今回の報道を受けて、持ち帰り用品については、既に再検討した学校もあります。

本町では、先週末に届いた文部科学省の通知内容を踏まえるとともに、家庭学習の習慣化や基本的な生活習慣の育成という観点も考慮しながら、各学校の実態に応じて工夫し対応していきたいと考えております。

次に、私の教育長としての任期中の所感についてであります。

まず、私が任期中に取り組んだ最も大きな事業は、志賀小学校への統合でありました。小泉町長の決断を受け、7つの小学校を一つに統合するというビックプロジェクトでありました。能登地区で最大の600人を超える児童が学ぶ学校として、学年・学級ごとに仕切った冷暖房完備の充実した教室に、サイズアップした学習机を整備するなどの工夫を凝らし、広くゆったりとした学習スペースを完成させることができたと思っております。

また、難航が予想されたスクールバス運行につきましても、現在、順調に運行できております。これも偏に、学校現場の教職員と地域や保護者の皆様の安全運行への並々ならぬ努力と厚いご支援があったからに他なりません。

さらに、町内の全小中学校に電子黒板を導入したり、小学校の敷地内に放課後児童クラブを設置するなど、等しく先進的で充実した教育環境を整備することができました。これらは、小泉町長や議会の皆様の深いご理解とご支援があったからこそ実現できたものであり、深く感謝申し上げます。

今、町内の4つの小中学校を尋ねると、子ども達の元気な挨拶が返ってきます。そして、教室ではどの子もまじめで熱心な学びの様子が見られます。全国や石川県独自の学力調査でも、この数年間は、小中学校ともに常に全国や県平均を上回り、安定した学力を維持しています。

しかし、志賀町でも、特別な支援が必要な子やいじめや不登校で悩んでいる子

も少なからずいます。世の中でも、児童生徒が犯罪に巻き込まれる事案も発生しています。これらの子ども達の深い悩みの解消や危機管理体制の充実など、解決すべき課題が多くあります。

今後は、これらの課題に積極的かつ大胆に取り組むとともに、閉校した地域を中心とするふるさと教育や相撲大会などの伝統ある行事の活性化を図る必要があると思っております。

生涯学習教育においては、町総合体育館のトレーニングルームの開設や武道館の改修と空調設備の導入など、体育施設の充実が図られ、これにより東京オリンピックの合宿誘致活動も推進できるようになりました。また、自転車の全日本タイムトライアルロードレース大会やBリーグのバスケットボール大会など、本町を会場としたスポーツ大会も開催でき、更に志賀町内にインターハイ、ロードレースの開催も決定するなど、スポーツや自転車を愛する私にとってうれしい限りの出来事でありました。

このように、大胆な施策を展開する小泉町長のもと、議員の皆様や町民の皆様の温かいご支援とご協力をいただき、微力ながら4年半にわたり、教育長として務めさせていただくことができました。皆様には厚く御礼を申し上げ、私の任期満了にあたっての所感とさせていただきます。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。ありがとうございました。

南政夫議長 4番 南正紀君。

南正紀議員 はい、議長。

少々再質問をさせていただきます。

町長の答弁にも触れられておりましたが、以前にも行政防災放送が聞き取りにくいという苦情が住民の方より寄せられたことがあったかと思えます。気象条件に拘らず聞き取りやすい環境というものを構築する必要がありますが、設置の密度や設置の場所、音量などについて、最適に設定されているのか、答弁でも述べられておりましたが、そのへんについて詳しく検証していただいて、効果的な対策をとっていただきたいことが一つと。

また、各家庭において、IP端末のボリュームが低く設定されていて、せっかく流された情報が伝達されていないというケースも考えられますので、受け手側

の意識の向上ということについても積極的に取り組んでいただきたいということが一点。

それと、台風21号が直撃している際に住民の方から、テレビのテロップを見ているんだけど避難場所が地域交流センターと富来活性化センターの2か所しかないのですか、という問い合わせがありました。

実際は各地区の公民館などが開場されていて、利用可能な状況であったかと思うんですが、それらの情報が効果的に住民の皆さんに伝わっていなかったということかと思えます。それらの情報伝達の手段等についても今後ますます検証が必要かと思えますので、お考えをお聞かせください。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

南議員の再質問にお答えをいたします。

まず、屋外の防災無線についてでありますけれども、これについては何度となく調整を行っておりますが、これからも常に調整を行いながら町民の皆様方が聞き取りやすいよう努めていきたいと考えております。

また、屋内の防災無線については、音量が小さいということでもありますけれども、これは個人が小さくすることであり、私どもにおきましても、今後ですね、防災意識の高揚に努めていくことで、音量をいつ何時でも大きくしていくことを勧めていきたいとも考えております。

また、避難場所についての周知についてでありますけれども、今回においては、役場職員がいた避難場所は、地域交流センターと活性化センター2か所でありましたけれども、公民館についてはオープンしておりました。しかしながら、その周知について徹底できなかったということは今後の反省点として、今後どのように周知していくかを検討させていただきたいと思えます。

以上であります。

南政夫議長 6番 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

おはようございます。通告に従い3点質問していきます。

最初に、圏域という単位での街づくりが進められようとしています。複数の市町村で作る圏域を新たな行政主体とする議論が始まっています。これまでの行政

のあり方を大きく変えることになろうかと思いますが、現時点で、町としてこの構想をどう捉えているのかをお聞きます。

新聞報道等によりますと、政府は、人口減少や高齢化が深刻となる2040年頃の自治体行政のあり方を巡り総務省の有識者研究会は、7月3日、複数の市町村で構成する圏域を行政主体として法制化し、連携して行政サービスを担う態勢を整えるよう提言する報告書をまとめたといえます。

そこには、市町村ごとで施策を続けていては住民の暮らしが維持できなくなると強調しているといえます。7月5日に発足した地方制度調査会では、圏域の具体化に向けた議論を進めようとしているとあります。そして、19年の通常国会にも関連法案の提出を目指すと報道されております。また、報告書では、個々の市町村が全分野の施策を手がけるフルセット主義を脱却し、圏域単位の行政を標準にしなければならない、と明記しているといえます。

これに対して、圏域内の中核都市から置き去りにされるといった懸念や市町村が地方創生の自主努力の精神で頑張ろうとする努力に水を差すものだと全国市長会の会長も批判しています。学者の中には、中枢都市を中止とした連携強化は周辺の小規模市町村による自治の否定につながる。周辺自治体も一定の主体性を発揮できるよう配慮すべきだと。また、圏域連携だけでは地域の社会問題にすべて対応するのは無理がある。公・共・私の3者の協力を前提として住民の暮らしを支える制度設計ができれば、人口減少時代の新しい社会像が拓けてくるということも指摘する人もいます。

いずれにしましても、既に圏域に関する論議は始まっています。あの日経新聞でも、平成の大合併は住民に身近な公共サービスを提供する市町村の財政基盤の強化を狙った。しかし、行政の集約が人口移動を招き、過疎に悩む地域は一段と厳しい人口流出に直面した。慣れ親しんだ基礎自治体がなくなることは住民からも批判があった。都道府県制度を見直し、新しい広域自治体を作る道州制も実現は見通せない。圏域の法制化は、合併から広域連携に軸足を移す流れの一環だと指摘しています。

平成の大合併の総括もなされないままに、今度は広域連携、圏域に新たな行政主体にという構想についての現時点での町長のお考えをお聞きます。

続きまして、昨年実施された電力会社の原発事故対応訓練の評価結果が原子力

規制委員会から報告されています。北陸電力は最低評価のCと評価されていますが、町としてその訓練結果の詳細を把握しているのかをお聞きます。

原子力規制委員会は、7月25日の定例会で、昨年度に電力会社と実施した原発の事故訓練の評価結果を発表しています。小さな記事だったので見落としの方も多いかと思います。そこには、北陸電力志賀原発や浜岡原発も東電と同じ最低のCランクと評価されたとあります。規制委員会のホームページを開くと詳細な発言録等が出てきます。

新聞報道にもありますが、東電は福島第1原発事故の際、情報共有の遅れや混乱が国会などの事故調査委員会で指摘されており、山中伸介委員は、事故を起こした東電がこのような低い評価結果なのは許しがたいと述べています。東電はさておき、地元の北陸電力の評価を評価Cというのは、山中委員風に言わせてもらえば、臨海事故を起こし、更にそれを長期にわたって隠していた北陸電力、これまで口を開けば改善しますと言っているが、そのような会社が稼働していない原発にもかかわらずC評価とは許しがたいといった感じでしょうか。

日頃の訓練を超えることはできないとよく言われます。福島原発事故以来、原発は事故を起こすことは避けられないという前提の基に再稼働しているわけですが、志賀原発は停止中とはいえ、このような最低ランクの評価では言語道断です。厳しい対応が電力に緊張感を持たせるとは思いますが、町の対応についてお聞きします。

最後に、8月31日の豪雨被害と、台風について含めてお聞きしますが、先ほど、福田議員、あるいは、また南議員からも似たような質問がありましたので、だぶる面につきましては、お許しをお願いしたいと思います。また、答弁につきましても、その点におきましては省略されても結構です。

河川の氾濫や国道、県道、広域農道の通行止め等を含めて、被害が確認されています。私も地元を中心にして被害状況を確認してまわりましたが、ここ10年来で一番被害が大きかったのではないかと思います。議会初日に、町長の提案理由説明の前口上や本会議後の全員協議会でも被害状況の詳細が報告されていましたが、それぞれの被害額が報告されていませんでした。まず、それぞれの被害額と今後の対応策についてお聞きします。

さらに、避難所も開設され、避難勧告や避難指示が出されたわけですが、その

呼びかけに応じて、当該地区の皆さんは素早く避難してくれたのでしょうか。さらに、避難所での待遇ですが、前回質問しましたスフィア基準に照らしてみでの評価をお聞きします。また、研修等を含めて、志賀町在住の海外の方も多数いると思いますが、皆さんへの配慮はなされているのか併せてお聞きします。

さらに、県道の側溝が土砂で埋まり、そこから水があふれ出し冠水している箇所が何か所も見られることや、富来川においても、それぞれの地区から河川の土砂の撤去や雑木等の伐採の要望がこれまでも出されていますが、その対応が遅れていることにより被害の拡大も見受けられるのではないのでしょうか。

今後、このような気象がますます増えるという気象学者の指摘もありますので、早急に河川に対する対応もされるように県に強く要望していかなければなりません。対応を重ねてお聞きします。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

堂下議員のご質問にお答えをいたします。

まず、圏域構想についてであります。

総務省では、人口減少や高齢化が深刻となる2040年頃を目途に、人口構造の変化に対応した自治体行政のあり方を検討していく必要があるとし、自治体戦略2040構想研究会を立ち上げ、圏域単位での行政の標準化などを目指すこととしております。

圏域単位での行政とは、合併ではなく、連携や協力を基調とするものであり、例えば、本町では、行政情報システムをクラウド化し、羽咋市と宝達志水町の3市町でサーバーを共有利用し、経費の縮減を図っておりますが、このような複数の自治体のまとまり、圏域化の取り組みを推進していこうとするものであります。また、この研究会での圏域構想についての提言は、本年7月に行われ、地方制度調査会に諮問されたばかりであります。

町としては、迫り来る人口減少や高齢化などを自らの危機として捉え、2040年頃の自らの姿を想定していかなければならないことは理解しておりますが、現段階においては、今後の国の動向を注視しながら、総合戦略に基づく人口減少対策や町の特徴を活かした独自のまちづくりを推進していきたいと考えております。

次に、原発事故対応訓練の評価結果についてであります。

ご質問の原発事故対応訓練は、本年2月14日に、北陸電力が志賀原子力発電所2号機において実施した事業者防災訓練であり、本部運営訓練、通報訓練、災害医療訓練などに対し、9項目の指標に基づき評価されるものであります。評価結果については、北陸電力からの報告等により町としても把握しており、9項目のうち、A評価、B評価がそれぞれ4項目あったものの、事故の事象進展及び住民防護措置の発動をするための情報共有については、C評価でありました。

町としては、北陸電力にはこれまでの反省点をはじめ、今回の訓練での評価も真摯に受け止め、安全意識に対する企業風土を改めて見つめ直し、発電所が停止中であっても、常に緊張感、使命感、責任感を持ち、町民はもとより、国民の信頼回復に努めていただきたいと思いますと考えております。

次に、8月31日の豪雨・台風21号の被害についてであります。

今回の8月31日の豪雨や台風21号による公共土木施設や農林水産関係の被害状況についてはこれまでにない記録的な豪雨であったため、現在も区長などにご協力をいただきながら、職員が被災箇所の調査・確認を行っているところであります。

町道につきましては、順次、現地を確認の上、道路の安全対策を行い、危険箇所や通行止めとなった路線については早急に復旧するため、業者に修繕を依頼するなどの対応を進めているところであります。また、県が管理する国道・県道については、早急な現地確認と安全対策をお願いするとともに、河川については、米町川など被害が発生した箇所の対策を強くお願いしているところであります。

さらに、住宅の裏山が土砂崩れ等により崩落している箇所につきましては、規模の大きいものにあつては、県から職員を派遣していただき、被災箇所を確認しており、現在、県単荒廃地などの事業採択に向け検討しているところであります。また、水稻被害については、県や農協とともに現地を確認したところ、本町では、約860ヘクタールが冠水している状況でありました。

議員ご質問の被害額につきましては、9月7日までに県に報告した状況では、土木関係で2億9,350万円、農林水産関係で1億5,720万円、合わせて4億5,070万円となっております。なお、その他公共施設なども被害が発生しておりますが、現在、調査中であります。

次に、避難所の開設について、8月31日の豪雨では、午前8時47分に、地域交流センターと富来活性化センターに自主避難所を開設し、午前11時に災害対策本部を立ち上げ、午後3時にはこの2施設を含め、町内18か所の公民館等を避難所として開設しました。また、9月4日の台風21号では、正午に災害対策本部を立ち上げるとともに、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、併せて地域交流センター、富来活性化センターを避難所として開設しました。避難者数については、豪雨災害、台風21号ともに、約100人の町民の方が避難されております。

避難行動については、一般的に、自分は大丈夫だとする危機感の欠如や、災害などの非常事態を過小評価する心理が潜在的にあると言われており、町としては、危機感を正しく伝える取組や正確な情報提供に心掛け、平時から町民の避難行動に関する意識の醸成に努めていきたいと考えております。

また、スフィア基準につきましては、今回の避難は短期間であったため、基準との比較は難しいものがありますが、避難所開設時に職員を配置し避難者には、飲料水、食料のほか、マットや毛布などをお渡しし、避難にあたり支障のない支援を行ったところであります。

さらに、外国人への対策につきましては、本町在住者も含め、今後、町を訪れる外国人が増加することなども考慮し、気象や避難の情報を正確に伝達する必要があると考えております。情報伝達手段としては、ホームページでの発信のほか、本町に就労している外国人に対しては、就労先の企業を通じて行い、また、観光客には、観光施設や宿泊施設から伝達することが有効であると考えており、今後、体制づくりに努めていきます。

以上、堂下議員の質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 6番 堂下健一君。

堂下健一議員 2点ほど再質問をさせていただきます。

まず、第1点目は、いわゆる圏域の問題についてでありますけれども、町長は今後の国の動向を注視しながら、とありますけれども、先ほどありました、地方制度調査会での第1回の報告が町村議長会、町村会のホームページにも載っておりましたので、ちょっと引用させていただきます。

まず、市長会の会長の言葉ですけれども、会議に言った発言ですけど、地方創生の努力の成果も検証できないうちに、どうせだめだから圏域という新しいガ

バランスを法制化するというのは、今やっている努力に水を差す以外の何物でもない。極めて慎重な議論が必要だと指摘しております。

また、町村会の会長の荒木会長は、市長会と同じ意見であることからですね、私たち町村行政があるわけですが、住民の顔を思い浮かべ試行錯誤、創意工夫を凝らしながら、日々真剣勝負の行政運営を行っている。ぜひこの調査会でも、机上の発想ではなく、現場の実態を踏まえ、我々の声をしっかり受け止めてもらいたいと思う。

とくに、これからの検討にあたり、上からの押し付けではなく、選択可能な制度や仕組みが準備され、自治体が主体性をもって、自ら選択・実行できることが何よりも重要である。課題が先行する町村の取り組みは必ず大都市のお手本となり、私どもが主張する都市と農漁村が共生する社会の実現につながるものと確信している。

まあ、いろいろあるわけでありましてけれども、こう言った市長会の会長、あるいは町村会の会長の発言を聞いてますと、いわゆる国のやり方には信用と言いますか不信感をもっているということが伺えると思います。

ですから、町長もこれから全国町長会の会合とかあると思いますけれども、その中でもきちっとした対応をもらう。会長の発言からすればそういう形になってくるとは思いますけれども、国の動向を注視しているだけでは、おそらく大変な状況に陥らざるを得ないことも考えられますので、まあ私たちは議員ですので、全国町村議長会を含めまして意見を述べていきたいと思っておりますけれども、町長におかれましてはそういったお考えをお聞きしたいと思っております。

次に、原発事故の訓練の関係ですけれども、いわゆるC評価となった部分が住民防護措置の発動するための情報共有と。これは、やはり、まさか万が一の事態におきましては一番重要な事故となりますので、これがCというのはやはり大変な事態だと思いますので、再度、きちっとした対応と言いますか、緊張関係をもってやるように、これはもう、電力に接するのが道だと思いますので、そのへんの考えをお聞きしたいと思っております。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

堂下議員の再質問にお答えをします。

まず、圏域構想についてでありますけれども、私どもといたしましても国の動向を注視するだけではなくてですね、現在も、先ほども言いましたように羽咋市や宝達志水町の3市町で、圏域化の取り組みを推進しているところでもありますし、今後もそれを続けていきたいと思っておりますし、また、町独自の対策もですね、しっかりと推進をしていき、人口減少対策や町の特徴を活かした取り組みに努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

また、原発事故対応訓練の評価結果についての再質問でありますけれども、これも先ほども言いましたように、北陸電力には、常に緊張感、使命感、責任感をもっていただくとともに、安全意識に対する企業風土を改めて見つめ直しただくよう強く言わせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

南政夫議長 1番 中谷松助君。

中谷松助議員 はい。

日本共産党の中谷松助です。私は、第3回定例会に際しまして、6点について質問をさせていただきます。

まずはじめに、洪水、浸水ハザードマップの作成と周知徹底についてであります。

本町では、8月31日から9月1日にかけて、1日の午前6時40分までの24時間雨量が168.5ミリと観測史上最大を記録し、甚大な被害をもたらしました。被害にあわれた方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

そのような中、今後もこういった豪雨はあるものとして、本町でも町民の安全確保の上から、今回を教訓に、かなり上流の地域を含めた洪水・浸水ハザードマップ、いわゆる洪水・浸水予測地図を地域の皆さんと一緒に早急に作成し、継続的な周知徹底を工夫すべきと思っております。なお、その際、避難所も想定浸水に対応した、より近い場所での整備、確保が必要かと思っておりますが、町長の見解をお伺いをいたします。

次に、ブロック塀解体、整備補助制度の創設をについてであります。

6月の大阪府北部地震で小学校のブロック塀が倒れ、女児が死亡した事故を受け本町でも、小中学校のブロック塀を即刻調査点検し危険と思われるブロック塀を撤去したところあります。

しかしながら、通学路や不特定多数の通行が見込まれる公道に面している所では、建築基準法を満たさないなど、危険と思われる個人住宅のブロック塀が見受けられます。塀が崩れて通行人が怪我をしたり、緊急車両が通れなかったりすることがないように本町でも解体整備に補助金を交付して、子ども達をはじめ町民の安心・安全を確保すべきと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

3点目は、小中学校プール上の夏用日除け、体育館のエアコン設置をについてであります。

今年の夏は、命に関わる危険な暑さと言われたぐらい大変な猛暑が続く中、子ども達はプールの開放を楽しみにしていました。しかし、あまりにも暑くプールサイドは危険な高温となり、水温も高く水中でも汗をかいて脱水症状を起こす可能性があるため、プールの開放を中止せざるを得ない小中学校が各地であり、本町でもあったわけであります。

プール開放ができないぐらい高温状態になるのであれば、今後を考えてプールの上に脱着可能な夏用日除けを設置し、温度を過度に上げない施策が必要ではないでしょうか。また、体育館も運動場が暑くて使えなくても熱中症の心配なく思いっきり使え、避難所の役割もありますので、エアコンの設置を考えてみる必要があるのではないのでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

4点目は、就学援助、入学準備金の入学前支給をについてであります。

子どもの貧困と格差が大きな社会問題となる中で、就学援助制度が果たす役割はますます重要になっており、全国で石川県下でもその拡充が広まっています。本町でも、入学準備金の額が子育て支援強化の一環として、約倍額となり、この7月に支給されたところであります。ただ、この入学準備金、やはり入学前の早い時期にお金の心配なく入学準備ができるところがポイントとなります。よって、更なる子育て支援強化として、就学援助、入学準備金の入学前支給を求めるものであります。

5点目は、会計年度任用職員制度についてであります。

2017年5月11日、地方公務員法、地方自治法の一部改正が行われ、これまで任用されてきた自治体に働く、臨時、非常勤職員が新たに会計年度任用職員という名称で任用され直すこととなります。

本町では、約35パーセントの職員が該当し、正規職員と変わらない職務内容と

責任を負って働いておられるわけであります。今度の移行にあたっては、今までどおり原則フルタイム任用とし、衆参両院の附帯決議を踏まえ、諸手当などに格差の不利益などが生じないように適正な勤務条件の確保が行われるよう求めるものであります。

最後に、国のエネルギー基本計画と志賀原発についてであります。

まず始めに、今年のある酷暑でも供給余力は十分で、電力不足は起きませんでした。また、東京電力福島第1原発事故で発生し続けている放射性汚染水から高濃度の三重水素、いわゆるトリチウムを取り除くのは現在の技術では困難なためタンクを増設して溜め続けています。しかし、この溜め続けるのも東京電力は2020年末までの計画しか示せていません。

そこで、経産産業省汚染水処理対策委員会は、薄めて海に放出する案を提示、ところが、汚染水の中にはトリチウム以外の放射性物質が基準値を超えてまだ残っていることが表面化しています。このような中で、地元の人や漁業関係者からは批判の声が続出しています。また、廃炉には30年はかかるという核燃料サイクル高速増殖原型炉もんじゅの廃炉作業がトラブルが相次ぐ中始まり、つまづきながら手探りでやるしかなく、当然、無事故で済むとは思えないという内側からの声があります。

そのような中で、多くの国民世論に背く原発推進路線のエネルギー基本計画が7月初め閣議決定されました。基本計画は原発を重要なベースロード電源と位置づけ、2030年度の電力の約2割を原発で賄おうというもので、すべての原発の再稼働をねらう日本を原発依存社会へと逆戻りさせる言語道断のものであります。福島原発事故は原発の抱える異質な危険性を明らかにしました。

この6日に発生した北海道での地震で、約9時間にわたって北海道電力泊原発の外部電源が喪失し、もしも非常用発電機が作動しなかったら大変なことになっていたわけであります。

原発ゼロ、再稼働反対は、揺るがぬ国民多数の声となっています。いま世界では温暖化対策をはじめ、持続可能な社会への転換のためにエネルギー政策の柱を省エネルギーと再生可能エネルギーに移しています。日本でも省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーを3割、4割へと抜本的に増やすことにも積極的に取り組むことが求められています。

原発や石炭火力の推進に固執する基本計画は世界の流れに逆行するものです。原発はひとたび重大事故が起これば環境に深刻な被害を与えるものであり、地球温暖化対策など環境問題を口実に原発を推進することは許されません。福島原発事故による被害の甚大さを考えれば、原発ほど高コストの電源はなく、欧米では安全対策のために原発の建設費が膨れ上がり、原発が高コスト電源であり、経済性がないことが明らかとなっています。

日本社会は福島原発事故以後2年近く稼働原発ゼロを経験し、その後も原発の電力比率は2016年度で約2パーセントであります。原発ゼロで十分やっつけていることが実証されています。また、基本計画は依然として核燃焼サイクル推進を掲げていますが、プルトニウム利用の本命であった高速増殖炉もんじゅは廃炉となり、核燃料サイクルは完全に破たんをしています。今でも日本が保有する多量のプルトニウムには、核兵器原料への転用を懸念して厳しい目が向けられています。

核燃料サイクルから撤退すべきであり、原発を動かせば処理の見通しのない核のゴミを増やすだけであります。原発の再稼働も核燃料サイクルも断念し、原発ゼロの日本を決断することこそ、現実的な選択ではないでしょうか。

したがって、中でも、本町に立地する直下にも近くにも活断層のある志賀原発は即刻廃炉をせまるべきと思いますが、町長の見解をお伺いいたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

(午前11時22分 久木拓栄議員退室)

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

中谷議員のご質問にお答えをいたします。

まず、ブロック塀解体、整備補助制度の創設についてであります。

本年6月の大阪府北部地震のブロック塀の倒壊による痛ましい事故を受け、本町では、公共施設のブロック塀の緊急点検を実施しております。その結果、ブロック塀が設置されている公共施設は10か所あり、そのうち、安全基準を満たしているものが3か所、満たしていないものが7か所ありました。この7か所には、富来小学校と旧堀松小学校に設置のブロック塀も含まれておりましたが、既に解体撤去しております。残る、志賀町デイサービスセンターなど5施設のブロック塀については、今回、撤去や改修にかかる所要額を補正予算に計上しております。

また、個人の住宅などのブロック塀の安全対策については、国土交通省が作成した建築基準法に基づく検査項目を、町のホームページやケーブルテレビの文字情報にて広報し、注意喚起を行っております。個人のブロック塀の解体、整備に関する補助制度については、現在、国において危険なブロック塀等の撤去、改修等を支援するため、来年度予算に概算要求しているところであり、町としては、その動向を踏まえて検討していきたいと考えております。

次に、小中学校プール上の夏用日除けと体育館のエアコン設置についてであります。

まず、プール日除け設置についてであります。町では、プールを使用する際には、水温の上昇を抑えるため、常に注水しながら使用することにしており、議員ご提案のプールの上に全体を覆う日除けの整備には、多額の費用を要することや安全面などからも現実的ではないと考えております。

次に、小中学校体育館のエアコン設置についてであります。小中学校は、7月下旬から8月末まで夏休みとなり、猛暑が想定される時期は、体育館の使用頻度が極端に少なくなることから、その費用対効果も考慮し、整備する考えはありません。

なお、部活動で夏休み期間中も体育館を使用する中学校については、大型扇風機を設置しているほか、担当教諭により常に温度監視を行い、こまめに給水・休憩をとらせるなど、熱中症対策に万全を期すよう指示していると聞いております。

(午前11時25分 久木拓栄議員入室)

また、災害時における避難場所は、まず、冷暖房設備の整った公共施設を優先して開設することとしております。小中学校の体育館を避難所として開設しなければならない大規模災害の場合にあっては、町と災害時応援協定を締結している関係機関や、県が協定を締結している団体からの業務用空調設備や発電機などのリース等で対応することとしております。

次に、就学援助、入学準備金の入学前支給についてであります。

就学援助、入学準備金の入学前の支給についてのご質問は、先程の福田議員のご質問にお答えしたとおりであります。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。なお、その他のご質問については、担当課長からそれぞれ答弁させますので、よろしく願いいたします。

南政夫議長 新田総務課長。

新田辰巳総務課長 はい、議長。

中谷議員の会計年度任用職員制度についてのご質問にお答えをいたします。

会計年度任用職員制度は、一般職の臨時・非常勤職員の任用・給付等に関する制度を明確にするために創設され、平成29年5月に公布をされました。この会計年度任用職員には、今まで臨時職員では支給することができなかった期末手当などを支給することが可能となり、処遇の改善が図られることとなります。

任用につきましては、基本的にフルタイム勤務とし、希望する場合は、短時間勤務のパートタイムも可能とするなど、希望に沿う任用を行っていきたいと考えております。平成29年5月9日付け附帯決議にあるように、会計年度任用職員への移行にあたっては、不利益が生じることがないように、国が示すマニュアルに沿った臨時・非常勤の実態把握を行い、平成32年4月1日施行に向け、任用・勤務条件の整理や育児休業等の各種条例の整備を進めてまいります。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 荒川環境安全課長。

荒川仁環境安全課長 はい、議長。

中谷議員の国のエネルギー基本計画と志賀原発についてのご質問にお答えをいたします。

本年7月3日に、エネルギー基本計画が閣議決定をされました。計画の中で、原子力発電については、前回の計画同様、安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源であるとされております。

志賀原子力発電所につきましては、2号機の新規制基準への適合性にかかる審査会合が行われております。現在、評価対象に選定された断層の活動性について、本格的な議論が始まり、今後、データを拡充した上で、継続して審査が行われるとのことであり、町としては、引き続きその状況を注視しているところでございます。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

南政夫議長 関田まち整備課長。

関田まち整備課長 はい、議長。

中谷議員の洪水、浸水ハザードマップ作成と周知徹底についてのご質問にお答えいたします。

水防法では、洪水により重大な被害が生じる恐れがある河川を県が指定することとされており、平成19年に県では28河川を指定し、洪水浸水想定区域図を作成しました。本町では、米町川が指定されたことを受け県の区域図をもとに平成20年3月に、米町川の洪水ハザードマップを作成しております。

そうした中、近年、想定を超える豪雨被害が多発していることから平成27年7月に水防法の一部が改正され、1000年に1度の豪雨を想定した洪水浸水想定区域に拡充することになり、今年度県では改訂に向け見直し作業を行っているところであります。

町では、県の見直し結果を踏まえ、平成31年度に避難方法や避難場所を含めた米町川の洪水ハザードマップを改訂する計画であり、作成後においては地域住民の皆様に配付し周知に努めるとともに、町民の防災意識の向上と防災教育の推進に努めていきたいと考えております。また、自主防災組織が結成されている地区においては、活動の一環として避難訓練などを実施いただくよう要請してまいります。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 1番 中谷松助君。

中谷松助議員 はい。

2点について再質問をさせていただきます。

まず、ブロック塀の補助であります。とくに少なくとも児童生徒の通学路であるグリーン帯の上でのブロック塀等の安全確保は早める必要があると思いたすが、如何でしょうか。

2つ目は、プール上の日除け、体育館のエアコンですがプール上の日除けと言うのはいわゆる、たとえば、抹茶用茶畑の上に被せる日除けネットのイメージです。簡単なものです。脱着可能です。何かそういうのを見ながら考えられないものでしょうか。

そして、体育館のエアコンですが、冷たい空気は下のほうに降りますので、意外と電気代は安いのではないのでしょうか。これは、文部科学省の来年度概算要求をにらみながら進められないか検討すべきと思いますが、如何でしょうか。

以上、再質問とさせていただきます。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

中谷議員の再質問にお答えをします。

まず、ブロック塀解体整備補助制度の創設についてでありますけれども、先ほども言いましたように、現在、国において危険なブロック塀等の撤去、改修等を支援するため来年度予算に概算要求をしているところであり、町として後戻りがないようにその動向を踏まえて検討をしていきたいと考えております。

次に、小中学校プール上の夏用日除けと体育館のエアコン設置についてでありますけれども、中谷議員今ほど、電気料については安いと言いましたけれども、エアコン設置については多額の費用を要しますので、費用対効果があるかどうか、費用対効果も考えなければいけないと思いますし、先ほども言いましたように体育館の使用頻度が夏には極端に少なくなることから、今のところ整備する考えはありません。

以上であります。

南政夫議長 3番 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。

3番 稲岡です。先の豪雨災害の被害に遭われた方、また、台風の被害に遭われた方に心よりお見舞い申し上げるとともに、まだ半ばではございますが、昼夜を問わず復旧作業に当たられたすべての皆様方に敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

それでは、通告に従って2点質問いたします。

まず、行政サービスの電子化についてお聞きいたします。

変なホテルというホテルを皆さんご存知でしょうか。先日受講した講演の中で私も教えていただいたんですが、フロント業務や荷物運びなど、これまで人が担っていた業務のほとんどをロボットに任せることで、世界初のロボットホテルとしてギネス世界記録認定を受けているもので、さながらスマートフォンならぬ、スマートホテルとも呼べる宿泊施設のことです。

東京大学と大手ゼネコンが共同で手掛けているこのスマートホテルプロジェクトは、フロント、手荷物係、清掃などの各業務にロボットスタッフを配置し、人

手不足の解消と生産性の向上を目指し、2015年に長崎県佐世保市のハウステンボスからスタートし、いま全国展開しているところです。

施設内が文字通り機械的で無機質になりがちなところを、恐竜型、美しい女性型のフロントのロボットや、愛嬌のあるコンシェルジュロボットなどを配置し、どこか温かみを感じるような工夫が凝らされており、ますますその店舗が増えていきそうな予感がいたします。詳しい中身については、興味のある方は調べていただければよろしいかと思います。

これは最先端のA I技術やI C T技術を活かした民間サービス業の1つの例ですが、海外に目を向けると行政サービスでI C Tを駆使し、電子政府を実現している国があります。今ちょうど秋場所の真っ最中ですが、大相撲の元大関のバルト関の出身地としても有名なエストニアです。フィンランドとロシアに近接するこの国は、人口が約134万人と少し小さい国ではありますが、共和制国家で早くからI C Tを行政に活用しており、2007年から世界初のインターネットを利用した電子投票も実施されております。

ここでは個人のI Dカードによって、ほとんどの行政サービスが個人の端末からオンラインで済ませることが可能で、また、このカードを運転免許証やショッピングのポイントカードとしても使用できるそうです。こうした取り組みにより、エストニアの役所などでは人員や紙などのコストが従来の4分の1、窓口の人員は10分の1ほどに減らすことができたそうです。

人口やG D Pが比較的小規模なため、導入しやすかったということはあるかもしれませんが、このエストニアをモデルとして、多くの国が電子政府の実現に向けて取り組みを進めており、当然、我が国でもそういった流れとなってきました。

今年3月の政策会議の中で、行政手続のデジタル化に向けた今後の進め方が示され、添付書類の撤廃、オンライン化の徹底、複数手続のワンストップ化などが掲げられましたが、こういった国、中央の仕組みが地方に降りてくるまでには、まだまだ時間がかかりそうです。

そのような中、石川県の加賀市ではブロックチェーン都市を目指すという構想が、宮元陸市長によって3月16日に打ち出されました。仮想通貨の基幹技術であるブロックチェーンについては、昨年6月議会で私もその利活用について質問

いたしました。そのときの町長のご答弁は、チンプンカンプンということではございましたが、加賀市では、民間企業とタッグを組み、安全性を保ちながら行政手続きなどを効率化する実証実験に着手するそうです。これは日本初の試みであり、電子自治体の推進のほかに、新たな産業の創出や雇用の創出、教育の場にも活かしていくとのことで、全国からも注目を浴びています。

さて、本町では、第3次志賀町集中改革プランの中でICTの有効活用が掲げられており、ホームページのリニューアルや住民情報システムの改修などが少しずつ進められていますが、社会保障や税、災害対策や医療費の申請など行政手続きにおいて、紙による書類申請が依然として大半を占めております。4月からコンビニ収納が始まり利便性がかなり向上しましたが、たとえば電子入札や各種申請の電子化など、導入に費用はかかるでしょうが、情報化の技術を取り込む余地はまだあります。

冒頭に挙げたホテルやまた電子申請の例は、近い未来ではなくて、もう実現していることばかりなんです。先へ先へと進む世間の技術革新を早急に取り入れるような、そんな動きを始めるべきだと考えますが、本町の今後の展開をお聞かせください。

次に、保育園の完全給食についてお聞きいたします。

皆さんご承知のように、本年度より志賀高校で給食が実施されており、生徒や教職員、保護者からも大変好評を博しております。生徒数が年々減少していく町内唯一の高等学校のために、特色づくりの一環として、また、栄養管理や保護者の負担軽減の面から、町の支援により県内初の取り組みとして始まりました。

このことにより、町内の0歳から18歳までの子ども達は無償で医療が受けられるだけでなく、食に関しても行政による支援が受けられるというふうには、まだ完全にはなっておりません。

現在、志賀町の公立の保育園では、3歳から5歳の間だけが副食給食、つまり主食であるご飯を持参する仕組みになっております。これは児童福祉法によって、主食代が運営費の中に含まれないためだそうですが、自治体によっては本町の高校給食のように、独自に給食を実施しているところもあります。

たとえば、石川県川北町では、平成22年度から、3・4・5歳児に対し年間のお米代、食器代や調理器材代を予算計上し、完全米飯給食を実施しています。そ

の導入にあたって、米の保管や調理場での混雑、手間の増加などが懸念されたそうですが、保管、収納に関しては地元JAに協力していただき、また、食洗機等の機械の導入による手間の軽減を図ったそうです。

パン食の普及や朝食を摂らない家庭も増えているそうですが、昨年示された第2次志賀町食育推進計画では、子どもから高齢者まで幅広い世代への食育の推進と、伝統的な食文化継承に向けた食育の推進が掲げられております。具体的な施策の一つとして給食を生きた教材として活用することも示されております。

そう言った意味でも、また子育て世代への支援として、3歳児から5歳児にも完全給食を実施してはどうでしょうか。町長のご見解をお聞かせください。

以上で終わります。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

稲岡議員の行政サービスの電子化についてのご質問にお答えをいたします。

本町における行政手続きの電子申請については、現在、地方税に関する申告手続きや、町立図書館の図書貸出予約で実施をしております。

現在、国においては、マイナンバーカードの普及促進の観点から、各種申請手続きを電子申請により利用することができるよう自治体に導入を促しているところであり、私自身はコンピュータやパソコンにはチンプンカンプンで、うといほうではありますがけれども優れた職員がおりますので、国の動向を踏まえて、順次検討をしていく予定であります。

なお、電子入札については、参加する事業者の対応が必要となりますが、事業所によっては、OA環境が整備されていなかったり、パソコン操作等に課題があり、対応できないことから導入に至っていないのが現状であります。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。なお、電子申請の利用状況と今後の予定について及び保育園の完全給食についてのご質問は、それぞれ担当課長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

南政夫議長 今村情報推進課参事。

今村情報推進課参事 はい。

稲岡議員の行政サービスの電子化についてのご質問に関し、本町で実施している電子申請の利用状況と今後の予定についてお答えいたします。

本町における行政手続きの電子申請は、現在、給与支払報告書や固定資産税における償却資産の申告、法人町民税申告及び図書貸出予約で実施しております。平成29年度の電子申請における利用状況については、地方税に関する申告手続きにおいては、総件数 27,105件のうち電子申請が 17,459件で約64パーセント、図書貸出し予約においては、総件数 5,225件のうち電子申請が415件、約8パーセントの利用率となっております。

本町では、マイナンバーカードを活用した住民サービス向上の一つとして、役場閉庁時の早朝・深夜・土日祝日でも、全国のコンビニエンスストアから住民票や印鑑証明書及び戸籍証明書を取得できるコンビニ交付サービスの導入について、平成31年度のサービス開始を目指して、システムの構築に取り掛かることとしております。今後は、マイナンバーカードの利活用も含めた住民サービスの向上について、国の動向に合わせて検討していきます。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 西住民課長。

西住民課長 はい、議長。

稲岡議員の保育園の完全給食についてのご質問にお答えいたします。

現在、町内の公立保育園では、3歳未満児については主食のご飯と副食のおかずが提供される完全給食ですが、3歳から5歳児はご飯を持参する副食給食となっております。これは、児童福祉法で、給食費にかかる国の費用負担が3歳未満児についてはすべて負担されますが、3歳から5歳児については主食にかかる費用負担はありません。

そのため3歳から5歳児については、自宅からご飯を持参し、寒い季節は園内にある保温器で温めて食べている状況にあります。また、議員のご発言の中にも朝食を摂らない家庭が増えているとありましたが、私も保育園から、実際にそういう園児が何人もいることを聞いております。

完全給食を実施することで、お母さんが、保育園でご飯が出るから今日は朝ご飯を炊かなくてよい、ということになれば、更に朝食を摂らない園児が増えるのではないかとすることも危惧されるところであります。

幼少期の食習慣がその後の子どもの味覚はもとより、性格や人格にまで影響を及ぼすとも言われております。そのため、年齢や発達段階に応じた望ましい食習

慣の定着や豊かな食体験の積み重ねは、家庭の関わりが最も大切なことだと思っております。現時点では、3歳から5歳児への完全給食の実施は考えておりませんが、国は、来年10月から、3歳から5歳児全員と住民税非課税世帯の3歳未満児を対象に、幼児教育・保育の無償化を全面的に実施する方針を示しており、給食の負担方法についても、併せて検討が進められております。

こうしたことから、町としましては、当面の間、給食の負担方法がどのような取り扱いになるのか、国の動向を注視したいと考えております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 3番 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。

再質問いたします。

ご答弁すべてに、国の動向を踏まえて検討と言う言葉が入っておりましたが、先ほど堂下議員の質問にもありましたように、国の動向を待つと言うのもわかるんですが、国の動向に先駆けて取り入れたり、また、いま地方分権、地方創生が叫ばれる中で、自治体独自の施策というものが国のほうからも求められているはずで、国の動向を待つばかりではなくて、先へ先へと行くような、そういった町長の方針をお聞かせいただきたいと思っております。

以上で再質問を終わります。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 稲岡議員の再質問にお答えをします。

先ほど答弁しましたとおり、今後も後戻りのないよう国の動向を踏まえて、順次検討をしていきたいと考えております。

以上であります。

南政夫議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

日程第2 町長提出 議案第69号ないし第79号及び認定第1号ないし第11号並びに請願第5号及び第6号（委員会付託）

南政夫議長 次に、町長提出 議案第69号ないし第79号及び認定第1号ないし第11号並びに請願第5号及び第6号を、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

(休 会)

南政夫議長 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明12日から20日までの9日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、明12日から20日までの9日間は、休会することに決しました。

次回は、9月21日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前11時54分 散会)